

告示

埼玉県告示第千三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六二六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七三九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一一五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一二七立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

（変更後）荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑤ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑥ 午前六時から午前七時

ハ 変更年月日

平成三十年八月九日

ニ 届出年月日

平成二十九年十二月八日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課